『法曹』No.649、２００４年11月号、抜刷

身辺雑記（一）
――最高裁判事を退官して――

『法曹』２００４年11月号

奥田 昌道

一、感想と現況　二、法科大学院　三、皇居を走る会　四、野球など

●一、感想と現況

平成一四年（２００２年）九月二七日に最高裁判事を定年により退官してから二年になる。私の在任期間は三年六か月という比較的短いものであったが、その三年半は、私にとっては実に思い出深い貴重な日々であった。いつも時間に追われながら「誠心誠意持てる力を振り絞って」をモットーにして取り組んだ大法廷・小法廷の審議事件。そこで示される判断が、その後の法実務に与える影響の大きき、そして、判例法理という形をとって、法律学の研究や教育にも大きな作用を及ぼすことを思うと、大変な重責を担わされているのだと思わざるを得ない。誰かがそれをやらなければならないので、自分が今その任を仰せつかっている、「願わくは、誤り無き判断を為させ給え」と祈る日々であった。だから、私より先に着任され、あるいは私の在任中に新たに就任されて、現在この重責を担っておられる裁判官の方々のことを、折りにふれて思い起すのである。それは、テレビや新聞の報道で最高裁判決が報じられ、法廷名や裁判長の名が挙げられるときだ。そんなとき、審議室での審議の場面や各裁判官のお顔が浮かんでくる。

平成一二年（２０００年）五月には、かつて留学生活を送ったドイツの地を二一年振りに訪れた。二週間の日程で、ベルリン、ハンブルク、ケルン、フライブルク、それにフランスのストラースブールの各裁判所や司法省を訪問するためだった。次いで、二年後の平成一四年五月には、やはり二週間の日程で今度はアメリカ合衆国を訪れる機会をいただいた。ニューヨーク、ワシントン、シアトル、スタンフォードの著名大学のロースクールを訪問し、ロスクールの現状と問題点について意見交換をし、知見を広げるためであった。わが国での司法制度改革の議論の時期と私の最高裁判事の在任期間がちょうど重なるようなことになったので、この二回の海外視察は、私にとって大変有意義で貴重なものであった。

平成一四年九月末、裁判官を退官して、一〇月から京都の同志社大学法学部の特別客員教授に就任した。既に大学の定める通常の教授年齢を越えているので、特別客員という身分での就職であった。目的は平成一六年四月から発足する同大学の法科大学院の教授予定者としての採用であり、既存の大学院法学研究科の講義・演習を担当するかたわら、法科大学院のカリキュラムや教材作成の準備作業に携わるためであった。大学院の授業では、

裁判所での経験をできるだけ生かすように努めた。こうして、今年、平成一六年四月からは、新しく法科大学院がスタートし、私の身分は法科大学院の特別客員教授ということになった。

最高裁判所とのつながりは、退官によって全く切れたわけではない。司法制度改革の一環として、裁判官任用人事の透明性の要請に応えて昨年、平成一五年六月九日、最高裁に「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」が設置され、私は学識経験者の一人としてその委員を仰せつかり、委員会において互選により委員長の重責を担うこととなった。委員会は年六回程度開かれ、私は審議の基礎資料を入念に検討するため、必ず前日に最高裁判所に赴き、長時間をかけて十分に会議の準備をすることにしている。そのおかげで、事務総局の方々とのお付き合いは今も続いており、最高裁判所が私にとって遠い過去の追憶にとどまらない存在で在り続けているのは嬉しいことである。

●二、法科大学院

司法制度改革の大きな柱として、新しい法曹養成制度としての法科大学院が今年四月に一斉にスタートした。

大規模・小規模いろいろだが、全国で六〇〇〇人近い入学者があったと聞く。学習年限は、法学未修者は三年間、既修者は二年間であり、法律学の基礎（未修者）および専門的・応用的な高度の学習と実務の基礎の修得（既修者）を目指し、理論と実務の架橋を実現するために多数の法曹実務家にも教員として加わっていただくこととなった。同志社大学では、一五〇名の入学定員のうち、未修者が五〇名、既修者一〇〇名の予定であったが、実際は未修者が五〇人をやや上回り、既修者は一〇〇人をやや下回る結果となった。私が担当する科目は、春学期は既修者のみのクラスで、民事法演習Ⅰ（総則・物権が主）、同Ⅲ（債権が主）のほかに、「民事訴訟実務の基礎」という従来は司法研修所で行なわれてきた要件事実教育を取り入れた、まさに民事訴訟実務の基礎を学ぶ科目である。民事法演習Ⅰ・Ⅲは、一クラス二三～二四名という少人数のクラスで、実務家教員として現役の中堅弁護士に加わってもらって全時間同席しての共同担当授業である。他方、「民事訴訟実務の基礎」は、一クラス四七名、大阪地裁の現職裁判官との共同担当なのであるが、その実は、同裁判官の授業を同じ教壇に座しながら勉強しているという状況である。私は、最高裁判所での審議や法廷は体験したものの、法律審としての性格から、地裁や高裁での審議や法廷での訴訟指揮、審理の進め方、証拠調べといった事柄の経験がなく、その知識も乏しいので、単独では「民事訴訟実務の基礎」の授業を担当することはできそうにない。そこで、初年度は現職裁判官との共同担当にしてもらって、次年度には独り立ちし、単独で一クラスを受け持つことにしたのである。ちなみに、同裁判官は同じ日にもう一クラスを単独で受け持っていただいている。次年度は、現在の未修者五十余名が上がってきて合計三クラスとなるので、私

が一クラス、裁判官に二クラスを担当していただくことになる。なお、学生には「民事訴訟実務の基礎」の授業内容は、これまで全く習ったことのない事柄ばかりで、裁判官の懇切丁寧でメリハリのきいた緊張感あふれる授業は、学生からはナンバーワンの評価を受けている。

私の担当の民事法演習ⅠおよびⅢについて言えば、それぞれ四クラスずつで、各科目とも担当者を異にすることから、授業内容がバラバラにならないように共通の教材を用いることを申し合わせ、早い時期から各回のテーマにつき、関連重要判例と最高裁調査官解説その他の関連文献を精選して、いわば手作りの教材を作成して事前に学生に配布し、十分の予習をさせるようにと心がけてきた。しかし、実際には作成に手間取り授業の数日前に配布するといったことになって、学生に十分の事前準備ができてないこともあった。それと、程度が高すぎると言って学生からクレイムがつくことがあった。いくら良いと思う教材を編集してみても、量的に多すぎたり、程度が高くて十分に消化するだけの能力をもっていない学生にとっては、授業は苦痛となるであろう。こちらの求め、あるいは想定しているレベルと現実とのギャップは如何ともしがたく、学生間にもかなりのレベルの開きがあって、どこに照準を合わせればよいのか悩みは尽きない。何分にも二年後には新司法試験が控えている。しかも、法科大学院はこの新司法試験に合格しないと法曹資格が得られないという制度設計のもとに打ち建てられたうえ、合格率は改革審議会の意見書でうたわれた七割、八割といった数字からは四～五割、それも初年度のみで、その後は年とともに合格割合は低くなると予測されるので、厳しい現実での格闘が続く日々なのである。私にとっては、法科大学院は、これまで大学教員として長年培ってきた研究と教育の蓄積と、三年半という短い期間とはいえ、実際に最高裁判所で実務に携わり、重要な判例の形成にも関与して得た知識・経験を新しい制度の中で生かすことのできる、まことに恵まれた場なのである。

他方、学生たちにとって法科大学院での勉学に明け暮れる生活が息苦しく、ストレスの蓄積することにならないようにとの思いから、私は、五月の連休明けから週一回、夕方に近くの鴨川べりを一緒に走らないかと呼び掛けた。呼び掛けに応えて、毎回十人前後、多いときには二十人を越す学生たちが集まってきた。毎回、数人の女子学生も加わっている。まず、今出川通りにかかる加茂大橋の袂の広場に集まり、そこから約一・二キロ上流の出雲路橋までの区間の河川敷を三往復するのである。一・二キロ先の橋にさしかかると、必ずそこでストップし、全員が走り着くまで待ち、二、三分の休憩をする。それからまた、スタート地点の橋まで走り、同じようにみんなが揃うまで走り、同じようにみんなが揃うまで待つ。各自は自分のペースで走るが、一往復目は遅い人に合わせてゆっくりと走る。二往復目は少しペースをあげる。初心者の人たちは二往復までとし、三往復目は脚に自信のある学生が挑戦する。そしてその復路は、自由競争とする。さすがに早い学生にはかなわない（当た

り前のことではあるが）。二往復で終えた学生が、近くの店でスポーツドリンクなどを買ってきていてくれる。三往復が終わったところで、広場の芝生で輪になって冷たい飲み物で乾杯、そよ風に吹かれながら、暮れゆく空の下、喉をうるおし互いに歓談するひとときは、私にとっても至福の時である。きっと学生たちもそうだろう。嬉しいことに、毎回、新しい顔触れが二、三人は来てくれるのだ。一緒に走り、汗を流し、一緒にドリンクを飲みつつ楽しい語らいのときをもつ。この平凡な営みがきっと学生たちの間に連帯感を生み、苦しいときに励ましあう友情を育んでくれるのではないかと、ひそかに願っているのである。

●三、皇居を走る会

最高裁判事を退官する年（平成一四年（２００２年））の四月から、月一回、夕方に皇居の周りを走り、またはウォーキングする会が始まった。発案者は横尾和子裁判官であった。私は在任中ずっと、ほとんど毎朝宿舎近くの代々木公園にランニングに出掛けていたが、昼、あるいは夕方に皇居の周りを走ることは、勤務の関係上とても無理なことだと考えてきた。それが横尾裁判官の提案によって、月一回とはいえ裁判所の職員の方々と走る機会が持てることとなって大変幸せだった。四月に始めて九月の退官までの僅か半年、八月は休むので合計五回の講習会ということで、「奥田スクール」と名付けられ、九月終了時には、修了証書を出すようなアイディアまであった。それがなんと一〇月以降も続けられ、私も毎回参加、今日にいたっている。その概略を申せば、メンバーは最高裁判所の職員が主で、裁判官室の秘書官、事務官、事務局の職員の方々、それに東京地裁・家裁・簡裁や高裁の職員の方々、それに高裁刑事部の部長判事もお一人加わってくださっている。転勤で職場が遠くなってからも事情が許せば駆け付けてくださる熱心な人もある。横尾裁判官はウォーキングの熟練者で一周五キロのコースを四四、五分で回られ、ウォーキング組のリーダーである。ランニング組のリーダーは、最高裁判所の診療所に歯科医師として来てくださっていた東京歯科医科大学の高田恒彦先生で、ミズノランニングクラブの指導もなさっており、フルマラソン二時間五四分というすごい記録を持つ快速ランナーである。

スクールの日取りは、私の上京の都合に合わせて月一回の金曜日を選び、年間スケジュールを設定しておく。そして、指定日の午後五時四五分から六時の間に皇居桜田門前に集まり、六時スタート、ウォーキング組は一周、ランニング組は二周一〇キロか一周五キロかのどちらかを体調や脚力を勘案して自ら選ぶ。私は、元は二周組だったが、今年の二月に京都で練習中に脚を痛めてからは、しばらくはウォーキング組、治るにつれてランニング一周組に属し、いつの日か二周組への復帰を目指している。参加者の多くは桜田門のすぐ傍の法曹会館で着替えをさせていただいている。特に私は、法曹会主事の深野政雄さんのご好意で同氏の部屋で着替えをさせていただいている。実は、そんなご縁から、今回の『法曹』への執筆も深野さんを通してのご依頼で、日頃お世話になっている身としては、快諾

するほかなかったという次第である。スクールが今日まで続いている秘訣は、ランニングやウォーキングを終えたあとの法曹会館での懇親会にあると思う。これも横尾裁判官の発案で、参加しやすい会費で、短時間の簡素な懇親会を毎回しようということになり、これがまた楽しく和気あいあいの雰囲気なのである。汗を流し適度に空腹になったあとのビールの味は格別である。ワインにサンドイッチ、オードブルの類も実に美味なるかなである。かくして一時間余の楽しい時間は名残惜しく過ぎ行く。次回の再会を期して散会となる。

●四、野球など

私の野球好きは今も変わらない。退官の年は体調を崩して参加できなかったが、その翌年（平成一五年（２００３年））の三庁対抗戦（東京、大阪、名古屋の裁判所裁判官による対抗野球大会）には東京チームの一員として参加することができ、東京チームが優勝した。今年は一〇月二三日の開催が決まっており、やはり東京チームのメンバーとしてプレイすることができるのを、今から楽しみにしている。

東京裁判所チームは一緒に練習する機会が皆無の状況である。それで折りをみて司法研修所のグラウンドで司法修習生や書記官研修生と練習試合をすることにし、今年は六月一二日（土）午後にそれぞれのチームと練習試合を行なった。野球に熱心な教官がチームをまとめ指導してくださるのだが、感心したのは書記官研修生チームの野球に対する真摯な姿勢であった。定刻の集合、声を出しての準備体操、キャッチボールなど高校野球チームを思わせるような清々しさがあった。プレイのレベルも高く、残念ながら裁判所チームはかなわなかった。

以上が、私がちょうど二年前、最高裁判所判事を退官してからの身辺雑記であるが、幸い若い人たちと向かい合い、また裁判所の方々とも交流する機会をいただいて、これからも心身ともに健やかに生を燃やし続けていけることを願い、また感謝している。

（特別会員、元最高裁判所判事）

〔『法曹』No.649、２００４年11月号、抜刷「身辺雑記――最高裁判事を退官して――」から転載〕